

## 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 改正の主な内容

#### (1) 給料表〔第5条 別表第1・2・3・4・5〕

項目	内容
行政職給料表 (一) (二) 医療職給料表 (一) (二) (三)	<ul style="list-style-type: none"> <li>行(一)の給料表は、初任給及び若年層の給料月額を上げる。</li> <li>その他の給料表は、行(一)との均衡を考慮した改定を行う。</li> <li>再任用職員については、本年の給料表改定が若年層を対象としたものであることから、改定を行わない。</li> </ul>

#### (2) 特別給（期末手当・勤勉手当）〔第21条〕

- ・年間の支給月数を0.1月引上げ（現行4.45月→4.55月）
- ・引き上げ分は、民間の状況を考慮し、勤勉手当に割振る。
- ・3月期の期末手当を廃止し、6月期と12月期に均等に配分する。

#### 【現行】一般職員の場合（再任用職員以外の職員）

	6月	12月	3月	計
期末手当	1.05月	1.10月	0.25月	2.40月
勤勉手当	1.025月	1.025月	—	2.05月
計	2.075月	2.125月	0.25月	4.45月

#### 【改正後】

	令和4年度				令和5年度以降			
	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計
期末手当	1.05月	1.10月	0.25月	2.40月	1.2月	1.2月	廃止	2.40月
勤勉手当	1.025月	1.125月	—	2.15月	1.075月	1.075月	—	2.15月
計	2.075月	2.225月	0.25月	4.55月	2.275月	2.275月	—	4.55月

### 2 改正理由

- (1) 給与等実態調査により、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差 896円（0.24%）を解消するため、給料表を改定する。

人材確保の観点、民間企業や国における初任給の動向を踏まえて初任給を上げるとともに、若年層に一定の改善が及ぶよう改定を行う。

- (2) 民間の特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引上げ4.55月とする。

期末手当は、国や他の地方公共団体、民間企業の大半が支給回数を2回としている状況を踏まえ、3月期を廃止し、支給月数を6月期及び12月期に均等に配分する。

### 3 施行予定日

- (1) 公布の日。給料表の改定は令和4年4月1日から適用する。
- (2) 令和4年度分は公布の日、令和5年度以降分は令和5年4月1日。

職員の給与に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の給与に関する条例 昭和26年10月16日 条例第19号 第1条から第21条の3まで（現行のとおり）</p> <p>（勤勉手当） 第21条の4 第1項（現行のとおり） 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の112.5</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては、<u>100分の132.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。 第4項から第23条まで（現行のとおり） 別表第1から第5まで <u>(略) (全部改正)</u></p>	<p>○職員の給与に関する条例 昭和26年10月16日 条例第19号 第1条から第21条の3まで（略）</p> <p>（勤勉手当） 第21条の4 第1項（略） 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100分の102.5</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 第4項から第23条まで（略） 別表第1から第5まで <u>(略) (全部改正)</u></p>

職員の給与に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年10月16日 条例第19号</p> <p>第1条から第20条まで（現行のとおり）</p>	<p>○職員の給与に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年10月16日 条例第19号</p> <p>第1条から第20条まで（略）</p>
<p>（期末手当）</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から<u>第21条の4まで</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は <u>100分100</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第21条 期末手当は、<u>3月1日</u>、6月1日及び12月1日（以下この条から<u>第21条の3まで</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第21条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、<u>3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、<u>3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の90</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の85</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p>
<p>第4項から第21条の3まで（現行のとおり）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第21条の4 勤勉手当は、<u>基準日</u>にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職</p>	<p>第4項から第21条の3まで（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第21条の4 勤勉手当は、<u>6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）</u>にそれぞれ在職する職員（規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これ</p>

新	旧
<p>員を除く。)についても、また同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100 分の 107.5</u> (第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては、<u>100 分の 127.5</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 107.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 52.5</u>」と、「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 62.5</u>」とする。</p> <p>第4項 (略)</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条の4第1項」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日 (<u>第21条の4第1項</u>に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u> (<u>施行期日等</u>)</p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 第1条の規定 (第21条の4第2項及び第3項の改正規定を除く。) による改正後の職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) の規定は、令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(給与の内払)</u></p> <p><u>3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</u></p>	<p>らの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員 (規則で定める職員を除く。) についても、また同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に <u>100 分の 112.5</u> (第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては、<u>100 分の 132.5</u>) を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 112.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 55</u>」と、「<u>100 分の 132.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 65</u>」とする。</p> <p>第4項 (略)</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条の4第1項」と、同条第1号中「<u>基準日から</u>」とあるのは「<u>基準日 (第21条の4第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。) から</u>」と、「支給日」とあるのは「支給日 (<u>同項</u>に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。</p>

新	旧
<p><u>(委任)</u> <u>4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に</u> <u>関し必要な事項は、特別区人事委員会が定め</u> <u>る。</u></p>	